

山梨県環境保全審議会廃棄物部会（第2回）議事録

- 1 日時 令和7年11月10日（月）14：00～16：45
- 2 場所 山梨県庁本館 2階特別会議室
- 3 出席者（敬称略）
（委員）森一博 岸いずみ 保坂多枝子 長池伸子 伊藤智基 古家滋子
反田成樹 宇仁菅伸介 計8名出席
（事務局）中川環境整備課長 栗原総括課長補佐 野中廃棄物対策指導監
加藤課長補佐 石井課長補佐 窪沢課長補佐 計画担当（3人）
産業廃棄物担当（2人）
- 4 傍聴者等の数 1名（報道機関）
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 開会あいさつ
 - (3) 廃棄物部会長あいさつ
 - (4) 議事
 - (5) 閉会
- 6 会議に付した議題
第5次山梨県廃棄物総合計画（素案）について【公開】
- 7 議事の概要
事務局から、資料1、資料2、資料3について説明

資料1 「第1回廃棄物部会における意見への対応等について」

事務局から、資料1について説明

（委員）

資料とは関係ないですが、小型家電等の電池が内蔵されている、歯ブラシやイヤホン等の処理についてすごく困っている。発火の原因にもなっている。そこについてこの計画にどのように反映されているのか質問させていただきました。

（部会長）

委員の方からバッテリー等について、廃棄の仕方についてご質問がございましたが、事務局の方からご説明お願ひいたします。

（事務局）

リチウムイオン電池等が、ごみ処理施設等で破碎等された際に発火してしまい全国的にも火災が多く発生しております。本県でもいくつかのごみ処理場で同じような状況が発生しているという事実もございます。

これにつきましては、各市町村や一部事務組合の皆さんは苦慮されているところでございます。法律改正により分別をしっかりとやっていこうということになっており、市町村でも分別体制の整

備や広報等もしっかりとしながら対応をしていかなければならぬと考えます。全体的に分別や再資源化のところで広く読んでいくような形になるとは思っております。

(委員)

分別のところで、そういう強化というか、きちんとした整備をしていくっていう形のものを作つていっていただけるということで、よろしいのでしょうか。

(事務局)

資料3の本文中40ページ、41ページになりますが、それぞれの事業主体の役割や行動目標について記載しています。

その中で特に家庭から出てくるもの、一般廃棄物ということで、市町村がそこの役割を大きく担つていくということになります。例えば、41ページの適正処理の推進のところで、一番下の方になりますが、「リチウムイオン電池各バッテリーの適正分別、回収体制の整備、普及啓発の推進」ということで明記しています。

(委員)

ありがとうございます。

資料2「第5次山梨県廃棄物総合計画の概要（素案）」及び資料3「山梨県廃棄物総合計画（素案）」
事務局から資料2及び資料3について、第1章から第8章の各章及び資料編について説明

<事務局>

第1章の説明

(部会長)

第4次までの流れを汲みつつも循環経済への対応を取り入れて向き合っていること、それから引き続き災害時の廃棄物などの問題もきちんと進めていくという趣旨が盛り込まれているという説明かと思いますが、本日資料3が少し分厚いですので、事務局のご説明を聞いていただきながら、資料3の今は第1章の内容をご覧いただきながらという形で進めていきたいと思います。

(委員)

第1章の基本的事項に書かれているような、循環経済（サーキュラーエコノミー）についてこの通りであります。

ただ、具体的に県あるいは市町村でそれを進めるためにどうすればいいかというところは中々難しいと思いますので、また2章以降のところで、改めてお聞きしたいと思っております。国の施策は間違いないこういうことで打ち出しておりますので、できる範囲で県の方でもそれに沿った施策

を実施していただきたいと考えております。

(部会長)

ただいま委員の方から、循環経済に向けた施策として、具体的な内容もきちんと盛り込まれているべきであろうということで、この先の話かもしれません、現時点では事務局の方から何かござりますでしょうか。

(事務局)

委員からいただいた意見でございますけども、循環経済を進めていくということで、その中で本県の特徴として再生利用率のところでみると、産業廃棄物は全国平均に比べても高く推移しています。

これは本当に事業者の皆様方や処理業者の皆様方のご努力のたまものと考えております。

一方で、一般廃棄物の再生利用率がどうしても全国平均に比べても見劣りします。加えて近年上昇する目標としているにもかかわらず、下がってきているということで、ここを何とかしなければならない。こういったところから取り掛かっていき、サーキュラーエコノミー、循環経済にもつなげていくという方向を目指していきたいと思いますが、なかなか今、具体的にこういった方向で、施策を進めていくというのが大変な状況でございます。

市町村と県と連携しながら、他の都道府県、市町村の状況を見ながらこれから具体的な方向を検討していくというような状況にございます。

<事務局>

第2章の説明

(部会長)

1点確認をさせていただきたいです。第2章4の災害時の廃棄物対策のところですが、これは資料3でいうとどこに記載されていますか。

(事務局)

資料3の9ページ④や10ページの④ところで、簡単ではありますが記載しております。

災害廃棄物については、こちらの方の計画の中では大枠の考え方を示した上で、災害廃棄物に特化した計画の方も策定しておりますので、それで具体的な対応の方は進めていくということにしております。

(部会長)

資料2の組み立てと少し実際の見出しが必ずしも一致していないということですが、資料2の内容は資料3の素案の方に内容として盛り込まれているという意味合いでございますか。

(事務局)

そのとおりです。

(部会長)

概ね廃棄物処理の現状と課題において、特に一般廃棄物では、本県特有の現状として全国平均と比べても苦戦しているところとして総排出量や再生利用率の部分があり、これは課題であるというようなこと。

それから不法投棄等についても、今後まだまだ対応が必要になってくるというような話も引き続き盛り込まれていると思います。

さらに災害時の廃棄物対策は、昨今他県を含めて、この問題は大きな事例も出てございますので、本県においてもきちんと考えていくことが、2章に盛り込まれようとしているということだと思います。

また、食品ロスに対する内容、それからプラスチックの循環利用に関する項目も挙げられてるということかと思います。

それを含めまして、一般廃棄物、産業廃棄物、不法投棄、災害廃棄物、社会情勢の変化への対応等について現状と課題がまとめられているということかと思います。委員の皆様何かございますか。

(委員)

一般廃棄物の総排出量のところの説明の中に、人口だけではなく観光客も増えているので、平均を上回っているとの説明があったと思いますが、やはり山梨はインバウンドの影響もあって、観光客が増えているというのは日々の暮らしや、出かけた先でもすごく感じています。

一方で日本の中には、京都や金沢等観光県が明確になっている場所がありますが、全国平均のポイントが上か下かというよりも、何か傾向として山梨が今こういう位置付けというのが分かると、県民はすごく努力していて、観光客の影響だというのが分かると、励みになると思います。あと、他の観光客が多い県はどういう傾向で山梨県の現状を把握する上で参考になると思うことから、分かる範囲で教えていただけだと、県民としてはよいと思います。

(事務局)

他県との比較というのは、今回比較ができないないですけれども、生活系ごみと事業系ごみの割合につきましては、資料3の77ページの資料編でグラフを掲載させていただいております。

全体的にごみは、事業系ごみのホテルとかそういった観光業で出てくるものも下がっています。

事業系ごみと生活系ごみについてすぐ示せるのは、このグラフの状況でございます。

委員がおっしゃるように、どういったところから、どういったごみが出ていっているというのは、今後の課題を整理し対策を講じていく上では、非常に重要なことだと思います。

77ページの次ページに、市町村別の数値も出していますので、こういったことを確認しながら新しい計画の中で情報共有をする中で、対応を市町村と設置している研究会を通じて、そこの中でも

少しづつ対策に向けて取り組んでいきたいと考えております。

(委員)

山梨県としてインバウンドで外国人の皆さんをお呼びすることは促進されている一方で、片やごみ問題があるというところを、何かそのままよりかはこちら側からのアプローチができると観光客がいてもごみについて山梨県としては、自然豊かで増えてないっていうことがあれば、より山梨県として魅力もあります。それが言えるのは、こここの環境審議会といいますか環境側の立場から強く PUSHできるといいと思いました。

(事務局)

市町村別のデータで、富士北麓の観光客がかなり増えている中で、鳴沢村の事業系ごみが、平成30年度の451トンと比べて、令和5年度の565トンということで、25%ほど増加しているという状況もございます。

観光客の入り込み数が増えていることが、その一因であると考えております。鳴沢村は特に別荘地もありますし、他の市町村とは特徴があるところだと思いますので、こういったことも他の市町村から伺いながら、課題等を見つけていきたいと考えております。

<事務局>

第3章の説明

(部会長)

基本的な方針について、資料2、資料3で申しますと22ページに相当するところの、ご説明をいただけたと思います。

23ページに相当するところの内容で、このような基本方針を推進するにあたり、新しい技術、すなわち、新たなデジタル技術や低炭素化或いは脱炭素化に向けた新しい技術も取り入れながら、このような計画を推進するということと理解しました。

そうしますと、23ページの(1)のところに記載だけではなく、これが(1)から(4)の全部に関わってくると個人的には思いますが、もちろんその意図で、最初にまず挙げていらっしゃるかもしれませんけれども、そのような理解でまずよろしいでしょうか。

(事務局)

おっしゃる通りでございます。そこの書き方が工夫できるようであれば検討したいと思います。

(部会長)

ありがとうございます。

それでは委員の皆様その他ご意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

(委員)

23ページ、計画の推進に当たり特に留意する事項で4つを挙げていますが、これでいいと思います。また、不適正処理、或いは不法投棄に対して、書いていたほうが良いのではないかと思いました。書くまでもないのかもしれません。

3章の基本方針の考え方、不適正処理の防止が記載されているので、適正に処理されなかった場合や不法投棄されたものに対しても、しっかり取り締まり等を行いますと書いとした方が良いと私は思いました。

(事務局)

今、委員の方から、廃棄物の適正処理だけではなくて、適正処理されなかった不法投棄以外の不適正処理が発生しないように、特に留意する事項として何か少し記載が必要ではないかというご意見をいただきました。

後ろの方の不法投棄のところには未然防止対策、それからそれに関わる連携等について記載しています。

今いただいたご意見を踏まえまして、こここのところに書くべき特に留意する事項についてはあるのかどうなのか精査をした上で、追記が必要であれば、追記をしていくことにしたいと思います。

(委員)

特に留意する事項だから、特にという限定がついているという感じですかね。
そちらのご判断に委ねます。

(委員)

先ほど特にということで、特に留意する必要ないと捉えられるんですけど、私もやはり、不適正処理や不法投棄の防止は非常に基本的な重要事項ですので、書き方は任せますけども、何らかの記載があったらいいと思いました。

それともう1点、最初に申し上げましたように、循環経済への移行についてです。

説明がありましたように、従来のこの3Rを徹底することと、その違いがわからないという話も聞きますが、1つの大きな特徴としては、これはいろんな方がいろんな意見をおっしゃっているんですが、我々のとらえ方として1つは動脈産業と静脈産業が連携する、或いは資源として使い尽くすといいますか、再利用を徹底的に行う、或いは環境デザインやエコデザインとか、環境配慮設計という、そういった言い方をされますけども従来と違って事業者、或いは販売業者しかできない対策があったりするんですけど、なかなか環境部局だけでは難しい課題でもあります。

そうは言っても今いろんな自治体でいろんな取り組みがなされてますので、そういった情報を収集していただいて、できれば留意する事項として、そういったものがあったほうがいいんじゃないかと考えております。

(部会長)

すなわち循環型経済に向けたそのシステムのデザインにおいて、もちろんこれまでの重要なものは引き続きつつも、新たな仕組み、或いは技術等が多く試みられ、また提案をされつつあるという現状をもう少しあげながらという要素を少しここに見えるような形にしてはどうかというご提案でしようか。

(委員)

そうですね。県としては何を上げるかはなかなか難しいんですけども、若干検討事項になるかもしれませんが、全体的な動きも配慮しましたら、そういうことも必要ではないかと考えた次第です。

(部会長)

県の方からいかがでしょうか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。やはり今、委員がおっしゃられたことは、今回この計画の中でも重要なことだと思いますので、具体的なものをなかなか書くというのが非常に難しい状況で、資源としてより上位な循環に持っていくとかですね。そういうことに向けて、少しずつ取り組んでいくというものは必要なことと考えておりますので、今いただいた意見を参考にして、ここへの追記が可能かどうか検討してまいります。

(部会長)

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

(委員)

もし可能であればいいんですが、基本方針の方で従来の大量生産、大量消費、大量廃棄について、そこはもう廃棄物がどんどん減ってきているので、現在とちょっと変わりつつある表現なのではないかというのがまず1点です。もし文言を変えられるのであれば、変えていただきたいということ。

なぜ3Rをしなくちゃいけないかは、これから日本国というのは資源がどんどんなくなっていくから、要するに、鉄くずにしても何にしても、海外に出してしまうわけです。

そうすると資源が日本になくなり残らないんです。その資源がない中でどういうふうに我々の生活をしていくかを考えると、今ある資源を有効利用して物事を進めていかなくてはいけないという考え方の中で、おそらく3Rというができているので、もう少し住民の方々に対して日本の資源がどんどんなくなってきた、資源がなくなっているためにも、今ある廃棄物をどういうふうに利用していくましょうかというような表現を盛り込んでもいいのではないかと思いますので、そこはうまく文言を使っていただければと思います。

(部会長)

県の方からいかがでしょうか。

(事務局)

都市鉱山とかと言われるように、私たちの日常生活や事業から排出される廃棄物について、できるだけ循環をするような形に持っていくっていうのが資源の乏しい国としても必須だというご意見と理解いたしました。

確かに大量生産、大量消費っていうところからはもう一歩進んでということだと思いますので、そこのところは検討を深めていきたいと思います。

(部会長)

そうしましたら、県の方としましては先ほどいただいた意見等も留意されながら引き続きこの章の検討をお願い申し上げます。

<事務局>

第4章の説明

(委員)

28ページ(2)①イの排出抑制で指定ごみ袋の導入は発生抑制に有効であることから、指定ごみ袋未導入の市町村に技術的な助言を実施し、令和12年度までに全市町村で導入しますと記載していますが、この技術的な助言とは地方自治法に基づくものなのか一方的な助言なのかどっちを想定しているのですか。

(事務局)

一般廃棄物ですので、市町村に処理責任があるということで、県の方は例えば他の市町村の状況等を情報提供したりすることで助言をしていこうと考えております。

(委員)

技術的助言というと地方自治法に基づく正式なものですか。

(事務局)

そういう意味ではございません。

(委員)

もっとカジュアルというか、そういう認識で良いですか。

(事務局)

はい。

(委員)

指定ごみ袋を導入しますと断定していることから、導入を目指しますの方がいいのではないかと思います。導入するかしないかは、やはり市町村の判断になると思います。

(事務局)

おっしゃる通り、市町村が導入することで県が導入することではないので「導入を目指します」という形で記載の方を変更させていただきます。

(委員)

技術的な助言というと、やはり地方自治法に基づく正式なものと思ってる人もいるかもしれない。「適切な助言」とかそういう表現の方が誤解を招かないと思います

(事務局)

情報提供とか今おっしゃったような形でそこの文言についても検討させていただきます。

(委員)

ありがとうございます。

<事務局>

第5章の説明

(委員)

次の章にも関係するのか、ちょっと全体を見ないとわからないんですが、資料の40ページ②主な取り組み事項の、「生活系ごみの発生抑制のための取り組みで、「ごみ処理の有料化制度（受益者負担の適正化）の検討と実施」という項目があるんですが、ごみ処理のところにはリサイクルは自治体で行うものとそれから企業が回収してある部分もありますよね。

今、問題なのはもちろん食品ロスの生ごみの処理っていうことも関わってくると思うんですが、自然に戻らないプラスチックだと自然界にないものの処理ということがすごく問題になっていると思います。

もちろん生ゴミもあるんでしょうけれど、そういうものは自然に戻っていく。自然界にあるのだから自然に戻っていくっていうことがあって、そうじゃないものの処理に対してもっと力点を置いていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っています。

全体を見ていかないとちょっとわからないんですけど、この有料化というところの企業で回収

するところにシフトしていくのか、自治体で回収したところにシフトしていくのか、全体的にこれはならして書いてあると思いますが、ずっと最後まで行かないとわからない部分もあるかと思いますけど。

どちらっていうのがおかしいんですけど、県としてはどういう方向を持って行きたいのかなっていうふうに、ちょっと疑問に感じたもんですから、お聞きしたいと思います。

(事務局)

なかなか自然にかえらないものとして、特にプラスチックのことをおっしゃっていると思いながらお伺いさせていただきました。

プラスチック新法もできたり、国としても取り組みを進めている中で、市町村の収集体制の整備が市町村に求められておりまますし、一方で、住民の利便性から考えると、スーパーの店頭とかでいろんなものを回収するというのは非常に便利がよく、そちらの方も利用が進んでいると思っているところです。

県としてどういう方法でその収集するのがいいのかというのは、やはり、県民の皆さんのが、出していただく方々の利便性ということが大切ですし、市町村にとってもどんなにお金をかけて回収できるというものではございませんので、効率的な回収が求められる中で、もちろん市町村だけではなく、民間の力とともに借りながら全体的にトータルで見て、一番良い形にしていくということだと思います。

ですので、直ちに県として、市町村で全て回収することが良いのか、民間の方にシフトしていく方が良いのかというのは、なかなか言えない状況だと思います。

とにかくバランスよく、県民の皆さんのがその収集体制にご協力いただき、簡便に収集でき、それが再生利用されるという方向に動いていくように、県としても色々な情報提供を市町村にして、県民の皆さんにも普及啓発をするというような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

(委員)

ありがとうございました。ここにごみ処理の有料化制度についてありますよね。

受益者負担の適正化について、もちろん受益者負担があるということは当たり前だし、それは大事なことだと思いますが、こここの有料化制度とはどういうふうに有料化していくものか、どういう観点でしていくのでしょうか。

(事務局)

一般県民、市民の方々がごみを指定袋に入れて出していただくこと。どんな袋に入れて出してもいいというところは、まだ少しあります。

ごみの指定袋制度と指定袋にさらにごみ処理料金を上乗せする、処理の有料化ということがございまして、市民の皆様が少しでもお金を払ってそのごみの袋を買って、ごみを出すことになると負担になってくるので、それによってごみの減量化が進んでいくという実態がございますので、でき

ればまず指定ごみ袋を導入していただく。

さらには、ごみの有料化として、それにプラスして処理料金を一般の方々にも、その税金だけではなくて、個別の排出量に応じたご負担をしていただくことで、排出量の発生を抑制していくことに繋がると思うので、県としては一般廃棄物の発生抑制は非常に重要なことだと思っておりますので、そういう方向に流れていくように、市町村の皆様に情報提供しながら促しているところではございますが、やはり、市町村の方々から見ると、県民の負担、市町村民の負担に繋がるということで、その辺のバランスが難しいところではあるというふうに認識はしております。

(部会長)

委員、よろしいでしょうか。

(委員)

ありがとうございます。これまで県としてはそういう方向を示していて、自治体とは、また協議をしてどういうふうな形にしていくかということの1つの文面ということでとらえて良いですか。

私は岐阜地区なのですが、そこの処理の量、搬入量というのが減っているのです。抑制されていて、色々県全体であると思いますが、向こうも観光地になっています。それで、最近の資料だと、ごみの搬入量というのは減っているのですね。

これを載せるときに、どうなのかなということがちょっと疑問に思ったので、それを合わせて、お聞きしたかったっていうところで、また自治体との協議の中で、話をさせていただければいいとは思いますが、ちょっと、文言に引っかかったので質問しました。ありがとうございました。

(部会長)

はい。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

(委員)

細かく5、6点ありますし、まず細かいところから言っていくのですが、35ページですけれど、「また、前章の発生抑制等の目標の達成に向けた」の前章は第3章ということでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。おっしゃる通りです。「発生抑制等の目標達成に向けた参考指標として」というのが、前章ではなくて第3章ですということですね。修正をわかりやすくさせていただきます。

(委員)

ありがとうございます。

そして、さらに上に戻りまして、第5章の2行目ですね、「県民・事業者・行政」と書いてあるのですけど、ここに各種団体を入れたほうがよいと思います。なぜ各種団体を入れた方が良いと思

ったかというと、例えば 49 ページを見ると主体と書かれてあって、主体が色々あるのですけれど、ここに各種団体と出てきています。

(事務局)

はい。そのところに各種団体を入れるというのは、色々なところとの連携というところで、他でも出てきていますので、ちょっと文言を整理させていただきたいと思います。

(委員)

各種団体をここに、県民・事業者・行政・各種団体とするのであれば、それを受け 3 点目ですけれども、そうするのであれば、42 ページに新たに大きなタイトル 5 を設けて、「各種団体の役割及び取り組み事項」というのが、大きな 5 として来ても良いのではと思った次第です。ご検討ください。

(事務局)

今おっしゃったのが、ごみを発生させる県民、それから事業者、加えて処理する市町村の役割、県の役割に加えて、5 として団体さんの役割、各種団体の役割ということですかね。

(委員)

そういうことです。

(事務局)

各種団体は色々な団体がある中ですね、方向性とかが色々と、県民も各種団体の構成員でありますので、なかなかそこのところを変えていくっていきくつてできるのかどうなのか、付属的なところだと思います。

ご意見として承って、中では 1 度検討はさせていただきますけれども、構成的に少し難しい面もあるかなというふうにお話を伺いして感じました。以上です。

(委員)

了解しました。ありがとうございました。

42 ページで大きな 4 の県の役割となっているのですけど、ここも「県の役割と主な取り組み事項」と書いてしまって、(1) に役割が書いてあって (2) で取り組み事項というのを設けて、第 6 章参考ぐらいにしとけばいいではないかと思います。

(事務局)

今いただいたご意見は 4 の県の役割も、その他の 3 までと同じように役割と取り組み事項というように分けて書くなり、一緒にするなり、うまく構成するということですね。

はい、わかりました。検討いたします。後段そのあとに、何かご指摘をいただいていますか。

(委員)

そうですね 4 の県の役割と主な取り組み事項と書いてしまって、(2) で取り組み事項を設け、第 6 章参照というふうにするか、これが、私が論文の資料だったら、6 章の内容を 4 の新たに設ける (2) に書いても良いと思う。

(事務局)

はい。わかりました。構成上のバランスをとる中で、5 章と 6 章のところの県の取り組みということを、県の計画ですので、特別に特出ししている形にはなっていますけれども、わかりやすいような表記にするように検討いたします。ありがとうございます。

(委員)

最後で 6 章の県の取り組みにも事項と付いていた方が良いかもしれませんと思います。

「廃棄物の発生抑制等のための県の取り組み事項」というように、「事項」が付いていないので付けたほうが良いのかもしれないのですが。4 の (2) で取り組み事項というようにするのであれば。

(事務局)

そうですね。その他の市町村とか事業者が「取り組み事項」となっているので、「事項」を付けて揃えた方が良いというご指摘ですので、また全体のこの 5 章 6 章のところの構成のバランスを考える中で、今、ご指摘の点を変えて反映したと思います。

(委員)

ということはですね、第 6 章の「廃棄物発生抑制等のための」と付いているのだったら、5 章にも、「廃棄物の発生抑制等のための」を入れた方が良い。

「廃棄物の発生抑制等のための各主体の役割と主な取り組み事項」というようにしたほうがいいのかなと思います。

「各主体の役割と主な取り組み事項」と第 5 章に書いてありますけれども、合わせるのであれば、そこに加えて「廃棄物の発生抑制等のための各主体の役割と主な取り組み事項」にした方がバランスがとれると思う。細かいことですいません。

(部会長)

第 5 章のタイトルのところですよね。役割とは何のための役割かということですね。

(委員)

6 章に文言を付けているので、6、7 章で付けているのであれば、5 章にも付けておいた方が良

いのかなと思いました。

(事務局)

はい。全体的に3Rとか進めて発生抑制等のための、県の取り組みや市町村の取り組みということがわかるような題名ということですね。

(委員)

5、6、7章について、すいません。

(事務局)

ありがとうございます。その辺の標題のところをもう一度整理をさせていただいて、わかりやすい標題の設定の仕方や構成に努めて参ります。ありがとうございました。

(部会長)

大変ありがとうございます。細かく確認いただけていることだと思います。ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

(委員)

時間がない中で大変申し訳ないのですが、ちょっと職業病で聞きたいんですけども、「広域的な廃棄物の処理体制の構築等を通じた強靭な廃棄物処理体制」と書いてあるんですけれど。この「広域的な廃棄物の処理体制」というのは、どこまでを考えているのか。

市町村を跨いでなのか、県も跨いでの処理体制なのかということをお聞きしたいと思います。

災害廃棄物の部分です。

(事務局)

災害廃棄物は、大規模な災害が発生してしまいますと、そこの自治体だけでの処理ができなくなってしまうということで、そこは市町村を跨いで県内で協力体制を構築する。また、県内で間に合わない場合については、近県に応援を求めていくというような流れになると思います。

そこが連携のところでですね、協定を色々なところと結ばせていただいて、連携強化を図っていますし、県外の派遣の連携については、国の、環境省の協力をいただきながら連携を図っていくということで、これは災害の規模に応じて広く連携体制をそういったことで構築していくということになります。

(委員)

はい。ありがとうございます。我々も県と、また関東の各種協議会とも連携を図っておりますの

で、ぜひそういったことがあったときにはお声がけをいただきたいと思います。

(部会長)

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

(委員)

すいません。私自身がこの会に参加したのがまだ2回目ということで、本当に素人のこの各主体の役割というところの県民のような位置付けなんですかと先ほど先生がおっしゃられていた、各主体の役割が今4つあってそれに並ぶならば、こういうレイアウトと構成がとおっしゃられて、なるほどと思ったんですけれども。

私は県民のこういった施策から、多分1番遠い位置付けの人間からすると、県の今のこの紹介されている県の役割の第6章にワーッとあるのが、県民・事業者・市町村と同列というよりかは、本当に抽出してこっちの別の章にされた方がなんとなく素人的には、「なるほどな」となるんですけど。

これが同列になるとその言葉とかいろんなものが同列になるがゆえに端折られてしまうと、理解が薄くなってしまうような気がするので。そこがレイアウトとかそれはもちろんプロットというか視点ももちろんあっていいと思うんですけども、それによって、一番その理解がこういう人が理解できる内容や表現とか語順については残してもらえる方が良いのなという感想です。

今回やっぱりそれぞれの立場で求められていることがあって、県の位置付けはやっぱり、全く別格に見えてしまっていることが見え方としてある。一意見ということで。

(事務局)

ありがとうございます。先ほど先生の方から、その県の役割のところの、(1)の役割で(2)取り組み事項で、通ずる事項は6章ということで、明記した上で構成を整えたらどうですかという意見もいただいているので、今いただいた意見と同じような形だと思いますので、そこはわかりやすい形で工夫をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(委員)

ありがとうございます。

(部会長)

はい。引き続きこの件に関しましては、複数の意見があろうかと思いますので、ご検討いただければと思います。第5章よろしいでしょうか。

そうしましたら時間もきてございますので、続いて第、6章の方、ご説明よろしくお願ひいたします。

<事務局>

第6章の説明

(部会長)

ただいま第6章についてご説明いただきました。一部見だしの書き方と説明の上の見だしの形が若干ずれて、必ずしも一緒ではない部分があったかもしれません、その辺りは最終版で修正いただくということで承知いたしますが、皆様方、ご質問・ご意見等はございますか。

(委員)

先ほど最初の方、23ページ目で特に留意する事項で、不適正処理対策と言ってしまいましたけど、そこに書かなくても、45ページの3の(3)で適正処理の推進とあるので、そこで読み込めばよいのかと思います。

もうちょっとここをはっきり書けば良いと、言葉を考えていたんですが、45ページの大きな3番の(3)の①の文章、2段落目、処理業者に対しては日常の指導監督や啓発事業等の機会を通じ業界全体の底上げを図り、優良な産廃処理業者の育成に「努めます」となっている箇所を「努めるとともに、不適正処理事案についても必要な措置を講じます」というふうにすると、ちょっと良くなるのかな。ちょっとここ、厳正とか書くと重いかなとか、色々考えたんですけど、よくわからないので細かい修正をお願いしたいんですけど。

(事務局)

確認ですが、今のご意見は、4番で不法投棄対策とありますけれども、ここだけではなくて、法律に違反した廃棄物の処理、そういったことも含めた事案に対して厳正に対処するということですか。

(委員)

そういうことです。

(事務局)

そうなると今46ページの4の(2)のところで不法投棄事案等への対応ということで、行為者等の特定及び厳正な対処、これは不法投棄ですけれど、その他にも、不法投棄だけではなく、処理業者に対しても、法令違反をする方々にはしっかりと対処してくださいという意味合いで、記載を検討してくださいということでしょうか。

(委員)

そういうことですね、不法投棄以外にも、不適正処理ってあると思って、そっちにも行っています、ちゃんとします、と入れておいた方が、より全体をカバーするのかなと思っています。

(事務局)

いただいたご意見を踏まえて、全体を見通す中で必要な修正を検討していきたいと思います。

(委員)

わかりやすく書いていただければ良いです。

(事務局)

今、処理業者の不適正処理はかなり昔から比べると減ってきてている状況だとは思っております。

ただ、そういう違法にも、しっかりと向き合ってくださいという意見だと思いますので、どの程度まで書くというは、私どもで検討させていただければと思います。

(委員)

ありがとうございます。

(部会長)

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

(委員)

ちょっと細かい話になりますけども、先ほどの第5章、災害廃棄物の対策の関係ですが、第5章、42ページです。人材育成推進ということに関わりまして、特に市町村の人材育成は非常に大事だと思います。44ページの県の取り組みのところで、書き尽くされていると考えてよろしいんでしょうか。こういうことが人材育成だということなんでしょうか。もうちょっと具体的に、育成という言葉を使った方が良いと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

今、県で毎年度、市町村職員等を対象とした、災害対応力向上訓練を行っています。計画的に訓練を実施しております、情報伝達訓練の他に、仮置き場の設置運営訓練であるとか、今年度は更にもう少し手前の段階として、仮置き場がどの程度必要になるのか、それを住民の方々に勝手に仮置き場を作られないような方法をどうしたらいいのかということで、毎年度内容を変えながら市町村職員を対象とした勉強会、訓練等を実施しておりますので、内容的には、こういう事をやっていくということを書き尽くしていると考えております。

(委員)

わかりました。

(部会長)

よろしいでしょうか。意図としてはここに書いていることだけに限定するという意図ではなくて、必要なことをもちろん講じていかれるという意味合いだと承知します。その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは時間も迫ってございますので、続いて第7章に進ませていただきたいと存じます。引き続きご説明よろしくお願ひいたします。

<事務局>

第7章の説明

(部会長)

ただいま第7章につきまして、お手元の資料では資料3の47から、その先71ページまで少しボリュームがある中で、特に新しく強化する部分を中心に今説明いただけたということでございますが、委員の皆様ご質問ご意見等ございますでしょうか。

(委員)

6章ともリンクしてるとと思うんですけど、6章と7章がリンクしてることを示す文章を最初に何か説明を入れるべきかと思います。いきなり表が登場して、表が続いているので、流れからすると何か文章があるとわかりやすいと思います。

(事務局)

はい。リード文章を入れて、補足の説明を、ということだと思いますので、わかりやすいような文言を検討します。

(委員)

ありがとうございます。

(部会長)

ありがとうございます。その他何かございますか。概ねよろしいでしょうか。よろしければ、それでは第8章最終章でございますが、よろしくお願ひします。

<事務局>

第8章の説明

(部会長)

ただいま第8章についてご説明いただきました。委員の皆様、何かございますか。

(委員)

すいません。最後読み上げられたところはどこに書いてあるんでしょうか。

(事務局)

資料には書いてなく、まとめを総括して読み上げているものです。すみません。資料にはございません。その内容は今まで説明したものをまとめて読んでおります。

(部会長)

資料にはないですけれど、この素案の中に含まれている要素をまとめられたということでよろしいでしようか。

(事務局)

はい。

(委員)

わかりましたが、総括された言葉は非常に良いことをおっしゃっていたような気がしたので、書いてあれば良いのかなと思ったんですけども。ちょっとまた考えます。

(部会長)

そのほかの委員の皆様いかがでしようか。

(委員)

資料2の第8章の計画の推進のところに、やはり実は最後のところですね、県民一人ひとりが主体となり、自分ごととしてとらえ行動変容を進めることを目指します。というところが非常に大事なところかと思いますので、そこの文章を、どこかに入れ込むといいのではないかというふうにも思いますけれども、やはり非常にたくさんいいこととか、計画を立てているんですけども、それがなかなか県民には伝わっていないというふうに私は感じています。

学校の教育ですか、あと市町村での出前授業ですか、色々なことを、計画するということになっているので、やはりそれを本当に一人ひとりがしっかりと情報を受け取って、それを実践していくところが非常に大事なところだと思います。

ぜひ本当に自分ごとにとらえられるように、そこを目指しますということを目的として、書かれていったほうがいいのではないかなと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。今、8章の5、今後の展望と持続的な推進体制のところの最後のところに少し触れてはいますが、やはり行政だけでなく、そのところを強く、もう少し表現されればい

いという意味合いだと思いますので、そのところはまた報告をさせていただきます。

(部会長)

その他、何かございますか。いかがでしょうか。概ねよろしいでしょうか。

予定の時間も近づいてはございますが、もしよろしければ、先に進ませていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

<事務局>

資料編の説明

(部会長)

ページ数が多いですので、なかなか隅々までというわけにはいきませんが、委員の皆様、何かございますでしょうか。

(委員)

一般廃棄物と産業廃棄物とあるのだったら、不法投棄の資料があるのかと思ったのですが。

(事務局)

不法投棄につきましては、県の集計データが本編の 19 ページ、20 ページに新規の箇所数であるとか、投棄量の確認を一通り載せておりまして、更に細かく集計するというものではなく、これが全てという状況でございますので、資料編に更に載せるという資料が無い状況でございますので、ここを見ていただく形になります。

どうしても一般廃棄物とか産業廃棄物は、全体の量が多いものですので、本編の中に載せられなかったため資料編で追加をさせていただいたという構成になっております。

(委員)

了解いたしました。そんな案内の一文があったら親切かなと思いました。

行政代執行した数とか、刑事告発した数とか、数件でしょうかけれどもあると言えばあるし、市町村別にどこで発生していますとか、書こうと思えばありますかね。すごく大変だったら別に書かななくても良いと思うんです。書こうと思えばもうちょっと書けるかなと思った次第です。

(事務局)

課題の抽出とか、対策を講じる上で必要なものは記載していると思いますので、現状を基本として進めさせていただければと思います。

(委員)

ご判断に委ねたいと思います。

(森委員等)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

今日は本当にしっかりした計画をまとめていただきて、ご苦労様です。ありがとうございました。

最後に 78 ページに、県民 1 人当たりの排出量の推移を挙げていただきて、これは一般の人が見てもすごくわかりやすい数値で、しかも私がいつも気になっているリサイクルステーションが本当にきちんとされている甲斐市もすごく順位がいいですし、南アルプスに甲斐市が負けていたんだと思って、あれって思ったんですけれども。

南アルプス市はどんな取り組みをしているのかちょっと知りたいと思ったりしましたし、何で南アルプスと甲斐市かと言うと、今その 2 市は人口が割と増えているんです。甲府市は人口が減っているにもかかわらず、散々たる有様で、何が中核都市かって威張ってるけど、ええっていう感じで本当に恥ずかしいなと甲府市の住民として思ったんですけども、順位だけじゃなく、素晴らしい順位になっている市町村は「こんな取り組みをしています」という例も挙げていただくといいかなと思いました。

リサイクルステーションをきちんとするということは、しつこいようですが本当にごみの減量に取り組める一番近道です。それが本当に大事なので、みんながやりたくなるようなステーションを設置すれば、住民に「ごみを減らしてください、減らしてください」と言っても減らないけれど、それは本当に近道になるので、そういうのが、県の補助金でも出していただきて、やっていただければ、ありがたいと思います。

あとですね私この間マイクロプラスチックの、京都大学のタナカ先生っていう方が、講演会をなさいまして、行ってきたんですけどもプラスチック問題は本当に今、多分この部屋の中にもマイクロではなくて今もうナノっていう段階で、空気中にも海の中にもあって、そしてクローズアップ現代でも放送されましたからすごく関心が高くて、講演会に来る方がすごく多かったです。

そこで、本当に衝撃の話が多く、例えば皆さんフリースって着てますよね。

本当に固有の企業名出して申し訳ないんですが、ユニクロさんが出してみんな本当に冬の素材で軽くて暖かくて、肌触りがよくってというフリースがプラスチックなんです。

それを洗う度に、それが下水で処理をされて海に流れていってお魚が食べて私たちの体の中にもナノとして取り込まれていって、骨にもどの方の体を解剖しても骨の中にプラスチックがあるっていうことを聞いて、あとそれは別にその講演会じゃないんですよ。

聞いたので、本当にプラスチック問題って再利用ってちょっとどうなのかなと思ったらいろいろ考えたりしました。ステーションっていう問題と、あとやっぱり勉強していくということを県でも進めなければありがたいなと思いました、すいません先生申し訳ございません。

(部会長)

大変大切なご指摘大変ありがとうございます。県の方から何かございますでしょうか。

(事務局)

計画の中の 78 ページの先ほどの県民 1 人 1 日当たりの排出量推移につきましては、家庭から出るもの以外にも、事業所から出てくるものも入ってますので、やはりそれぞれの市町村の置かれた状況というのが異なるために、差が出てきてるというのもございます。

もう 1 つは、やはりごみステーションやリサイクルステーションなどそういった分別の機会が提供されていることは、非常に排出量に影響をしてきます。

南アルプスの例も出していただいたんですが、南アルプスの方は、資源回収センターを市内 3ヶ所に設置して、週 6 日そこを運営しているということで、非常に市民の皆様が出しやすい環境が整えられてると思います。

やはりそういったリサイクルステーションは市民の方々にとって使いやすい。それが 1 つ。

そして、市民の方々がしっかりとその市町村の分別に協力して、ごみができるだけ出さないと、その両輪をうまくしていかなければならないと思うので、体制づくりとその啓発ということで、私どもも努力していかなければならぬと考えられますので、しっかりと対応を市町村と共にやっていきたいと思います。

(部会長)

はい。ありがとうございます。

(委員)

すいません。この 78 ページから先ほど、28 ページのところで指定ごみ袋は、発生抑制に有効であることから、指定ごみ袋をまだ導入されてない市町村には助言をされるという話だったんですけど、すごく大事な要素だと思っていて、参考までに 78 ページでまだ導入されていない自治体についても教えていただけるようであればお願ひします。

(事務局)

国の統計データで毎年、状況の報告をしてますけれども、4 つは西桂、上野原、小菅、忍野です。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

委員のご質問に補足しますと、甲府は指定ゴミ袋なのですが処理料を上乗せしていない。
普通のごみ袋だとそういうのもございます。

(委員)

すごい大事なところだと思います。

(委員)

それに関連して、県内で有料ゴミ袋を導入しているのは、どれくらいの市町村なんでしょうか。

(事務局)

現在、27 市町村のうち 11 市町村で、有料となっております。

(委員)

有料指定ごみ袋を使われてるところで、バイオマス素材のごみ袋を使われてるところはあるのでしょうか。

(事務局)

令和 5 年度の実績になりますけれども、丹波山村で導入しております。

(部会長)

よろしいでしょうか、ちょっと予定の時間を大分超過して参りました。

後日でも結構ですので、事務局の方にもしご質問等ございましたら、送っていただければと思いますが、期間について県の方からご指示いただければと思いますが。

(事務局)

短期間で申し訳ないんですが、できましたら来週の月曜日（17 日）までにメールなどでいただければと思います。審議会の方に出す資料の締め切りもございますのでお願ひいたします。

(部会長)

それでは、もしご質問ご意見等ございましたら、来週の月曜までに事務局の方に連絡いただいているメールアドレス宛にご返信で結構かと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、引き続きまして事務局の方から今後のスケジュールについてご説明いただければと思います。

(事務局)

今後のスケジュールについて簡単にご説明いたします。本日、ご意見をもとに修正した素案については、12 月 24 日の環境保全審議会にて審議いただく予定でございます。

環境保全審議会にて、素案の修正があった場合は、その意見を反映し年明けに市町村等からの意

見を伺い、2月中にはパブリックコメントを実施し、それぞれの意見を反映させて最終的に計画案を作成します。

その後、3月下旬の、環境保全審議会において、最終案をご審議いただき最終的な府内手続きを経て決定し、計画を公表いたします。

(部会長)

ただいま事務局から今後のスケジュールの説明がございました。直近では来月、12月24日に環境保全審議会で検討いただくという形になろうかということでございます。よろしいでしょうか。

以上をもちまして進行を事務局の方にお返しいたします。どうぞよろしくお願ひします。

(事務局)

部会長様、円滑な議事進行ありがとうございました。また、本日お集まりの委員の皆様方におかれましては、大変お疲れ様でした。本日をもちまして、本年度の廃棄物部会は終了となります。

委員の皆様には、これまで活発なご議論をいただきまして本当に誠にありがとうございました。

委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、計画の策定を進めて参ります。

以上